

2 民間給与等関係資料

平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所
企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所
- ② 調査対象職種
78職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出
上記(3)の①に記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から243事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。
- ② 従業員の抽出
初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。
これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)の①の調査対象事業所に勤務する従業員数及び当該事業所数に復元して行った。

第13表 給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	214	97	89	28	
農業、林業、漁業、鉱業 砂利採取業、建設業	9	4	2	3	
製 造 業	82	33	34	15	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	34	17	14	3	
卸 売 業、小 売 業	32	12	15	5	
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	10	7	3	-	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	47	24	21	2	

(注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が12事業所、調査不能の事業所が17事業所あった。

2 調査対象事業所243事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所12事業所を除いた231事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、92.6%。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人	人	人	人	人
		152,417	35,819	16,382	10,635	694
農業、林業、漁業、鉱業 砂利採取業、建設業		2,318	774	296	258	16
製 造 業		66,846	17,648	7,559	4,795	352
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		21,141	4,654	1,629	1,151	39
卸 売 業、小 売 業		8,598	3,852	1,259	983	84
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		4,981	1,479	1,020	726	18
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		48,533	7,412	4,619	2,722	185

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
事務員・技術者計	大 学 卒	199,544	203,661	197,876	185,304
	短 大 卒	164,260	166,136	158,535	*
	高 校 卒	159,659	158,370	161,298	*
事 務 員	大 学 卒	198,377	202,046	195,440	191,881
	短 大 卒	164,983	166,136	165,261	*
	高 校 卒	161,717	156,485	162,493	*
技 術 者	大 学 卒	202,034	207,585	202,644	174,140
	短 大 卒	*	-	*	-
	高 校 卒	159,304	158,479	160,949	-

- (注) 1 金額は、「きまって支給する給与」から、時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企業規模	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計		40.6	(10.7)	(88.7)	(0.6)	59.4
		500人以上	43.9	(7.3)	(92.7)	-	56.1
		100人以上500人未満	39.3	(14.0)	(84.6)	(1.4)	60.7
		100人未満	35.6	(10.7)	(89.3)	-	64.4
高 校 卒	規 模 計		6.9	(13.9)	(86.1)	-	93.1
		500人以上	9.2	(26.3)	(73.7)	-	90.8
		100人以上500人未満	5.9	-	(100.0)	-	94.1
		100人未満	3.8	-	(100.0)	-	96.2

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係員		12.9	14.5	0.0	72.6
課長級		12.3	11.2	0.2	76.3

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
		%	%	%	%	%	%	
係員		90.8	87.8	16.8	15.9	55.1	3.0	9.2
課長級		84.4	78.2	14.8	14.7	48.7	6.2	15.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

役職段階	項目	昇給制度 あり				昇給制度 なし
		企業規模	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	92.7	46.4	76.7	49.3	7.3
	500人以上	90.4	42.9	83.2	57.5	9.6
	100人以上500人未満	94.9	51.5	68.4	43.3	5.1
	100人未満	91.9	39.0	86.8	47.6	8.1
課長級	規模計	87.9	35.5	79.9	43.7	12.1
	500人以上	81.1	30.5	85.4	54.0	18.9
	100人以上500人未満	90.1	39.7	70.6	34.5	9.9
	100人未満	100.0	34.6	95.6	47.6	-

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における雇用調整の実施状況

措置内容	実施事業所割合
採用の停止・抑制	9.3 %
転籍出向	3.3
希望退職者の募集	4.0
正社員の解雇	-
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.2
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.9
残業の規制	7.2
一時帰休・休業	1.3
ワークシェアリング	-
賃金カット	7.1
計	23.4

- (注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。
 2 項目については、複数回答である。

第20表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員		3.3 %	4.3 %
課 長 級		6.3	7.8

- (注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第21表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	27	51.0	719,510	22	51.2	773,848	5	50.2	535,132	-	-	-
～19歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	*	/	*	*	/	*	-	/	-	-	/	-
36～39	*	/	*	*	/	*	-	/	-	-	/	-
40～43	*	/	*	-	/	-	*	/	*	-	/	-
44～47	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
48～51	8	/	806,354	6	/	902,093	2	/	568,800	-	/	-
52～55	12	/	716,907	11	/	749,920	*	/	*	-	/	-
56～59	4	/	739,430	3	/	821,248	*	/	*	-	/	-
大学卒	20	50.1	743,951	18	50.7	761,238	2	46.0	623,930	-	-	-
短大卒	2	58.5	743,894	*	*	*	*	*	*	-	-	-
高校卒	5	51.0	615,720	3	51.8	781,937	2	50.0	434,050	-	-	-
高中卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	392	52.0	654,565	249	52.7	701,151	121	50.6	575,533	22	50.7	572,539
～19歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
36～39	9	/	460,760	5	/	480,656	2	/	398,413	2	/	489,900
40～43	16	/	577,186	6	/	641,629	9	/	539,349	*	/	*
44～47	44	/	612,465	22	/	674,963	18	/	565,982	4	/	553,108
48～51	97	/	655,431	61	/	714,162	33	/	555,574	3	/	618,333
52～55	136	/	671,120	90	/	702,802	39	/	607,181	7	/	602,852
56～59	90	/	675,860	65	/	710,403	20	/	591,249	5	/	556,651
大学卒	321	52.1	675,138	222	52.9	712,526	81	50.6	591,338	18	50.3	596,828
短大卒	24	51.6	533,764	8	52.3	549,967	15	51.6	533,229	*	*	*
高校卒	47	50.9	581,456	19	51.1	641,642	25	50.4	551,705	3	54.7	480,347
高中卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部次長 技術部次長	116	50.7	602,105	81	51.7	623,994	33	48.4	556,027	2	44.5	434,370
～19歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
36～39	3	/	431,852	2	/	481,400	-	/	-	*	/	*
40～43	16	/	529,757	9	/	539,698	7	/	521,093	-	/	-
44～47	12	/	618,679	5	/	657,574	7	/	592,616	-	/	-
48～51	34	/	592,615	22	/	621,591	11	/	534,069	*	/	*
52～55	30	/	643,125	27	/	649,659	3	/	569,161	-	/	-
56～59	21	/	606,339	16	/	611,047	5	/	589,630	-	/	-
大学卒	97	50.4	614,010	72	51.2	627,975	24	48.3	578,898	*	*	*
短大卒	2	49.3	548,300	-	-	-	2	49.3	548,300	-	-	-
高校卒	17	52.2	540,045	9	55.5	588,935	7	48.8	491,965	*	*	*
高中卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務課長 技術課長	984	49.3	550,976	685	49.6	577,172	245	48.1	470,458	54	49.3	479,534
～19歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	6	/	383,035	3	/	363,889	2	/	403,464	*	/	*
36～39	33	/	451,772	18	/	497,358	15	/	389,640	-	/	-
40～43	128	/	509,475	76	/	541,326	45	/	462,537	7	/	455,819
44～47	228	/	553,325	163	/	579,419	55	/	480,838	10	/	435,714
48～51	272	/	557,318	201	/	578,214	57	/	471,376	14	/	480,842
52～55	201	/	565,600	140	/	588,593	44	/	479,719	17	/	517,518
56～59	116	/	568,726	84	/	591,782	27	/	492,026	5	/	486,702
大学卒	763	49.3	567,357	578	49.5	584,513	158	48.1	492,517	27	49.6	499,292
短大卒	68	48.6	484,550	35	48.8	505,289	22	47.3	460,169	11	49.9	459,464
高校卒	153	49.5	478,437	72	50.8	534,890	65	48.4	421,914	16	48.4	459,875
高中卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
 2 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に還元して算出した。
 3 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	253	46.6	436,468	162	46.7	442,738	80	46.2	427,892	11	46.0	397,576
～19 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
20～23 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
24～27 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
28～31 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
32～35 歳	7	/	351,147	6	/	349,339	*	/	*	—	/	—
36～39 歳	32	/	417,413	16	/	400,979	14	/	450,341	2	/	359,735
40～43 歳	54	/	428,618	29	/	444,482	20	/	408,445	5	/	398,332
44～47 歳	60	/	438,868	44	/	448,083	16	/	411,253	—	/	—
48～51 歳	46	/	446,163	35	/	452,750	11	/	422,192	—	/	—
52～55 歳	25	/	457,806	20	/	457,783	3	/	483,031	2	/	423,466
56～59 歳	29	/	448,431	12	/	457,333	15	/	448,246	2	/	407,500
大 学 卒	202	46.3	437,389	139	46.6	440,255	59	45.6	433,911	4	43.8	380,709
短 大 卒	19	47.1	417,506	8	46.1	432,280	10	47.0	407,204	*	*	*
高 校 卒	32	47.9	440,491	15	48.0	472,868	11	49.0	412,972	6	46.0	408,280
中 学 卒	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
事務係長 技術係長	1,459	43.7	414,333	1,059	44.2	432,628	320	41.8	351,193	80	43.2	368,198
～19 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
20～23 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
24～27 歳	2	/	309,100	2	/	309,100	—	/	—	—	/	—
28～31 歳	57	/	353,330	37	/	377,487	18	/	290,348	2	/	286,033
32～35 歳	139	/	357,249	85	/	373,564	49	/	325,981	5	/	322,930
36～39 歳	213	/	384,535	127	/	417,627	69	/	318,785	17	/	333,027
40～43 歳	308	/	411,104	212	/	432,804	75	/	348,021	21	/	367,708
44～47 歳	307	/	439,283	247	/	449,683	45	/	383,501	15	/	388,523
48～51 歳	235	/	429,035	188	/	441,872	36	/	363,164	11	/	387,563
52～55 歳	129	/	447,660	108	/	450,837	16	/	430,614	5	/	429,470
56～59 歳	69	/	441,123	53	/	447,282	12	/	425,412	4	/	413,560
大 学 卒	987	42.5	417,458	727	43.1	432,988	212	40.1	354,175	48	42.2	373,993
短 大 卒	153	44.8	392,334	99	45.0	412,052	35	43.9	341,523	19	44.8	356,900
高 校 卒	316	47.4	416,311	233	48.4	443,010	70	45.1	348,772	13	44.7	363,086
中 学 卒	3	48.1	337,809	—	—	—	3	48.1	337,809	—	—	—
事務主任 技術主任	852	38.3	374,387	552	37.5	388,861	236	41.3	333,690	64	39.0	318,282
～19 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
20～23 歳	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
24～27 歳	4	/	233,505	—	/	—	2	/	198,922	2	/	266,154
28～31 歳	107	/	353,322	82	/	365,812	20	/	280,244	5	/	287,856
32～35 歳	170	/	395,555	135	/	404,988	29	/	307,914	6	/	287,473
36～39 歳	163	/	368,650	86	/	388,637	58	/	327,570	19	/	320,356
40～43 歳	160	/	354,811	91	/	369,769	48	/	331,181	21	/	331,567
44～47 歳	136	/	374,611	89	/	383,110	40	/	361,225	7	/	320,353
48～51 歳	60	/	380,493	42	/	390,704	16	/	354,684	2	/	335,500
52～55 歳	38	/	393,313	24	/	403,839	12	/	375,790	2	/	356,610
56～59 歳	14	/	379,304	3	/	460,543	11	/	366,988	—	/	—
大 学 卒	617	37.2	382,265	441	36.7	393,196	146	39.4	330,736	30	38.8	332,117
短 大 卒	105	41.7	335,680	50	41.4	352,651	39	42.3	328,596	16	41.2	289,318
高 校 卒	130	43.2	353,253	61	43.3	370,678	51	44.9	343,769	18	37.6	320,656
中 学 卒	—	/	—	—	/	—	—	/	—	—	/	—
事務係員 技術係員	4,182	33.4	278,420	2,324	32.7	284,116	1,545	34.7	269,492	313	34.8	261,992
～19 歳	7	/	171,783	6	/	172,705	*	/	*	—	/	—
20～23 歳	187	/	205,839	96	/	202,865	73	/	209,168	18	/	212,020
24～27 歳	988	/	245,265	632	/	249,787	299	/	232,126	57	/	216,089
28～31 歳	717	/	269,309	383	/	278,297	282	/	254,923	52	/	241,085
32～35 歳	599	/	288,073	286	/	301,136	253	/	274,972	60	/	267,549
36～39 歳	517	/	300,673	262	/	311,157	212	/	288,851	43	/	287,992
40～43 歳	423	/	318,359	223	/	329,684	165	/	306,164	35	/	295,770
44～47 歳	288	/	327,247	155	/	344,063	116	/	306,803	17	/	287,660
48～51 歳	205	/	328,196	120	/	348,682	71	/	297,240	14	/	284,494
52～55 歳	147	/	334,661	93	/	354,022	46	/	295,332	8	/	320,489
56～59 歳	104	/	332,649	68	/	351,148	27	/	294,929	9	/	325,747
大 学 卒	2,601	30.7	275,407	1,436	29.8	278,430	980	32.4	270,166	185	33.5	264,923
短 大 卒	510	36.1	266,888	250	35.5	264,760	207	36.9	270,806	53	36.0	263,159
高 校 卒	1,054	40.1	292,931	634	40.8	310,278	347	39.1	267,032	73	37.5	253,657
中 学 卒	17	45.8	269,066	4	52.6	276,385	11	44.4	270,206	2	41.5	243,986

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場長の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係制のある事業所において主任の職名を有する者
	事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の 事業所	企業規模100人以上500 人未満の事業所	企業規模50人以上100 人未満の事業所
10 級	部 長 等	/	/
9 級			
8 級	課 長	部 長 等	/
7 級			
6 級	課 長 代 理	課 長	部 長 等
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	備 考
技能 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	5	42.4	231,050	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	55.4	292,884	
	守 衛	16	48.1	251,005	
	用 務 員	9	43.6	223,343	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	23	58.2	747,052	
	大 学 教 授	158	56.8	760,447	
	大 学 准 教 授	130	42.8	546,955	
	大 学 講 師	32	44.3	425,325	
	大 学 助 教	67	37.5	437,253	
	大 学 助 手	4	36.8	318,521	
研 究 関 係 職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	8	52.9	653,137	
	高 等 学 校 教 諭	93	44.4	501,477	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	4	54.9	882,950	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部 (課) 長	55	46.4	647,788	
	研 究 室 (係) 長	31	39.8	579,639	
	主 任 研 究 員	142	38.3	433,277	
	研 究 員	162	34.1	413,210	
	研 究 補 助 員	39	31.6	272,525	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	副 院 長	-	-	-	
	医 科 長	-	-	-	
	医 科 医 師	7	40.7	959,092	部下に医師又は歯科医師1人以上
	歯 科 医 師	-	-	-	
	薬 局 長	5	45.6	399,275	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	43	33.8	287,339	
	診 療 放 射 線 技 師	50	35.5	300,325	
	臨 床 検 査 技 師	38	35.7	260,299	
	栄 養 士	27	34.5	217,350	
理 学 療 法 士	91	29.2	255,771		
作 業 療 法 士	52	29.2	255,030	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
総 看 護 師 長	3	51.1	548,336		
看 護 師 長	68	45.8	395,137		
看 護 師	216	31.9	307,755		
	准 看 護 師	93	42.1	261,824	

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

1 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に還元して算出した。

3 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

第22表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15,097円
配偶者と子1人	20,684円
配偶者と子2人	25,719円

(注) 扶養（家族）手当の支給につき配偶者の収入の対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第23表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	55.5%
非支給	44.5%

借家・借間居住者に対する住居（住宅）手当 月額の最高支給額の中位階層	{ 28,000円以上 29,000円未満
---------------------------------------	--------------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 35.5	% 64.5	% 37.7	% 62.3	% 45.1	% 54.9
500人以上	41.1	58.9	42.4	57.6	51.7	48.3
100人以上500人未満	35.7	64.3	39.1	60.9	45.3	54.7
100人未満	20.0	80.0	20.0	80.0	26.7	73.3

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	17.0 %	17.0 %	11.0 %	11.0 %
30%	41.0	58.0	27.1	38.1
29%	-	58.0	-	38.1
28%	-	58.0	-	38.1
27%	-	58.0	-	38.1
26%	-	58.0	-	38.1
25%	42.0	100.0	61.9	100.0

第26表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検 討 中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月 例 給 与	2.1 %	1.7 %	78.6 %	17.6 %
年 間 給 与	1.8	1.7	78.9	17.6

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ）。

第27表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検 討 中
	高くする	低くする	同じにする	
月 例 給 与	1.5 %	- %	81.3 %	17.2 %
年 間 給 与	1.5	-	81.3	17.2

第28表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
28.3 %	(79.9) %	(10.2) %	(9.9) %	71.7 %

- (注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。
- 2 () 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。